

平成30年3月

各 位

技術監理局 契約制度課

「軽微な工事の執行要領」の改正について

「軽微な工事の執行要領」について、下記のとおり改正を行います。

記

1. 主な改正内容

- (1) 軽微な工事において、当初に契約できる予定価格の上限額を、現行の200万円から250万円に上げます。

なお、変更時の予定価格も250万円を超えることができません。

※予定価格 250万円以下でも指名競争入札を実施する場合があります。

- (2) 建築関係工事において、建築都市局建築部に
選定した業者が作成した見積明細書（提案）の内容の確認を依頼する
工事の予定価格を20万円超から30万円超に引き上げます。
- (3) 工事内容内訳書の作成を省略できる工事の予定価格を
20万円以下から30万円以下に引き上げます。

2. 実施時期

平成30年4月1日以降、手続きを開始する案件から適用します。

【問い合わせ先】

技術監理局 契約制度課

TEL 093-582-2545